

石狩市保育所等運営支援システム導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

石狩市保育所等運営支援システム導入事業

(2) 事業の目的

本事業は、教育・保育給付費等に係る事務の効率化や負担軽減並びに各種データの一元管理を図るため、管理システムを新たに導入する提案を募集し、他の自治体での実績を有し、安全性、信頼性、効果的・効率的な運用保守体制の構築に必要なノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

(3) 事業内容

教育・保育給付費等に係るシステムの導入及び運用保守業務を行う。詳細は「石狩市保育所等運営支援システム導入事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

(4) 提案（見積）限度額

- ・ システム導入費用 4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ システム運用保守費用（月額） 112,200 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、稼働までの初期導入に係る費用及び運用保守に係る月額費用である。

提案時には、本事業に係る経費の見積及び内訳、並びに翌年度以降に要する保守・運用経費が分かる形で記載すること。

(5) 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 実施形式

公募型プロポーザル

2. 参加資格要件

本手続に参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たしている企業とする。

- (1) 参加表明書の提出日において、国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県民税（法人都道府県民税、法人事業税及び固定資産税）、市町村民税（法人住民税及び固定資産税）に滞納がないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を石狩市から受けている若しくは今後受けることが明らかであるもの又は国及び他の地方公共団体において指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること。
- (7) プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
- (8) 教育・保育給付費業務支援システムについて、地方公共団体のLGWAN-ASPにおいて、1年以上かつ2団体以上の導入及び運用保守に関する実績があること。

3. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

提出書類は下記の通りとする。

- ① 参加書類受理票 <第1号様式>
- ② 参加表明書 <第2号様式>
- ③ 業務経歴書① <第3号様式> (年度、発注者、業務名、契約金額、担当者名を記載し、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。)
- ④ 添付書類 (写し可) ※発行後3か月以内のもの
 - ア. 法人登記簿謄本または登記事項証明書
 - イ. 国税の納税証明書 その3の3 (法人税、消費税及び地方消費税)
 - ウ. 都道府県民税の納税証明書 (法人都道府県民税、法人事業税及び固定資産税)
 - エ. 市町村民税 (本店所在地) の納税証明書 (法人住民税及び固定資産税)
 - オ. 石狩市税の納税証明書 (法人市民税及び固定資産税) (直近2年度分)※ オは本市に支店等がある場合のみ提出すること。イ、ウ、エ、オは滞納がないものに限る。
- ⑤ 令和5・6年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者の場合、次に掲げる書類
 - ア. 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書の写し
- ⑥ 協力事業者がある場合は、構成員と役割を記載したグループ構成表<様式任意>

(2) 提出期間 令和6年4月25日(木)～5月13日(月)午後5時まで(持参、郵送ともに必着。)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」宛てに提出すること。

(4) 提出方法 持参、郵送にて提出

(5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和6年5月15日(水)までに電子メールにて通知する。

4. 質疑の受付と回答

(1) 提出書類 質問・回答書 <第4号様式>を使用した文章によるものとする。

(2) 提出方法 電子メールでのみ受付

(3) 受付期間 令和6年4月25日(木)～5月2日(木)午後5時まで(必着)

(4) 回答方法 質問に対する回答は受付期間が終了した後一括で行うこととし、令和6年5月8日(水)までに参加事業者全員に電子メールにて通知する。あわせて、市ホームページにて公開する。

5. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、企画提案書はA4版で、全体で20ページ程度とすること。

- ① 提案書等受理票 <第5号様式>
- ② 企画提案書 <任意様式>
 - ・ 別紙「機能要件一覧」に要件達成状況を記載して添付すること。
 - ・ 別紙「石狩市保育所等運営支援システム導入事業仕様書」に基づき、各事項について具体的な内容を記載すること。
- ③ 業務見積書及び内訳書 <任意様式>
 - ・ 本事業に係る経費の見積及び内訳、並びに翌年度以降に要する保守・運用経費が分かる形で記載すること。
- ④ 事業者概要書 <第6号様式>
- ⑤ 業務経歴書② <第7号様式>

(2) 提出期間 令和6年5月16日(木)～5月28日(火)午後5時まで(持参、郵送又は電子メールともに必着。)

(3) 提出場所 「10. 担当部局(書類提出先・問合せ先)」宛てに提出すること。

(4) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにて提出

- (5) 提出部数 正本1部、副本1部（副本については複写可とする。また、電子メールにて提出する場合は、プレゼンテーション実施時に印刷物を提出すること）

6. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

企画提案書の審査、評価及び選定は、本市職員で構成する「石狩市保育所等運営支援システム導入事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、他の参加者の情報、審査結果、評価点及び審査の経緯は公開せず、審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知し、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けられないものとする。

また、応募が多数の場合（5者を超える場合を想定。）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び審査委員からの質疑応答を行う。

- ① 実施日程 令和6年6月5日（水）午後2時30分開始 ※予定
- ② 実施場所 石狩市役所 本庁舎2階 201会議室 ※予定
（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ③ 企画提案の説明及びヒアリング
1者あたり45分程度（プレゼンテーション：30分、質疑応答：15分程度）を予定。
- ④ 審査項目 表1のとおり
- ⑤ 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法
点数の合計点が同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ⑥ 参加者が1者となった場合は、委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。
- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点（6割）を超えない場合は、契約候補者として認めない。
- ⑧ その他

会場に電源、HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。プレゼンテーションの時間等については、別途、通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、「企画提案書の審査結果について」＜第8号様式＞により電子メールで通知する。

表1 審査項目一覧

項目	内容	配点
①業務の理解度	本市が提示した業務目的を理解した上で、実施要領や仕様書を踏まえた提案となっているか。	10
	システム本稼働までの工程やスケジュールが適切であり、効率的に実施されるものとなっているか。	10
②業務の企画	システム導入時の初期データの登録等において、入力漏れや入力誤りがないような工夫がされているか。	10
	本市及び教育・保育施設双方において業務の効率化や質の向上が図られるなど、有益な企画提案内容となっているか。	10
	制度改正等に機動的かつ柔軟に対応可能な汎用性の高いシステム構築となっているか。	10
③業務の実施	本業務に必要な知見・専門知識・ノウハウ等を有し、他自治体において同種業務の実績を有しているか。	10

	本業務遂行に必要な組織体制が整っているか。また、操作研修や各種マニュアル、問い合わせ窓口等のサポート体制は適切なものとなっているか。	10
	本業務に必要な各種データや個人情報の管理について、十分なセキュリティ対策が講じられているか。	10
④価格提案	本業務に係る見積金額業務コストは妥当か。また、価格等は仕様書や企画提案内容と整合性がとれているか。	10
⑤プレゼンテーション	企画提案書に係るプレゼンテーションは分かりやすく明確な説明か。また、本業務に対する取組姿勢が適切で、質疑に的確に回答していたか。	10
合計点（審査委員1人あたり）		100

7. スケジュール

内 容	スケジュール
公募開始	令和6年4月25日（木）
参加表明書の提出期間	令和6年4月25日（木）～5月13日（月）午後5時（必着）
質問期間	令和6年4月25日（木）～5月2日（木）午後5時（必着）
質問への回答期限	令和6年5月8日（水）
資格審査結果通知	令和6年5月15日（水）
企画提案書等の提出期間	令和6年5月16日（木）～5月28日（火）午後5時（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年6月5日（水）午後2時30分を予定
結果通知	審査後7日以内
契約手続き	令和6年6月中旬以降

8. 契約方法

第1優先契約候補者に選定された事業者と委託条件等に関する協議を行い、協議が整った段階で見積書を徴取した上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が、協議が整わない等の理由により辞退した場合、又は「2.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ④ 手続中において「2.参加資格要件」を満たさなくなった場合
 - ⑤ 提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員長が不適格であると認めた場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

- (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (7) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届〈第9号様式〉を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市子育て推進部子ども家庭課（担当：木本・中内）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL : 0133 - 72 - 3197（直通）

FAX : 0133 - 75 - 1340

E-mail : k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp